株式会社デュアルタップ

定　　款

平成１８年　８月　２日　定款認証
平成１８年　８月　４日　会社設立
平成２２年　８月３０日　定款変更
平成２５年　９月２４日　定款変更
平成２５年１１月　１日　定款変更
平成２６年　９月２４日　定款変更
平成２７年　２月１３日　定款変更
平成２７年　９月２４日　定款変更
平成２８年　４月１１日　定款変更
平成２８年　９月２９日　定款変更
平成３０年　２月　９日　定款変更
平成３０年　９月２７日　定款変更
令和　元年　９月２６日　定款変更
令和　２年　９月２９日　定款変更

定　　款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　　当会社は、株式会社デュアルタップと称し、英文では、Dualtap Co.,Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1　不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介

2　都市開発に関する企画、調査、設計

3　土地建物の有効活用に関する企画、調査、設計

4　建築工事業

5　住宅の増改築、立替え及び住宅リフォーム

6　損害保険代理店業並びに生命保険の募集に関する業務

7　不動産の証券化事業

8　不動産特定共同事業法に基づく事業

9　営業支援事業

10　海外不動産に対するコンサルティング業務全般

11　各種建築物、構築物、造園、店舗レイアウト等に関する企画、デザイン、
　　設計、施工監理並びにこれらのコンサルティング業

12　各種商業施設、ホテル、旅館、レストラン及び喫茶店等の経営及び賃貸

13　上記各号に附帯関連する一切の業務

（本店所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1)　取締役会

(2)　監査等委員会

(3)　会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,008万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2)　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第10条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（自己株式の取得）

第11条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定

める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第３章　　株　主　総　会

（招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎年９月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月30日とする。

（招集権者及び議長）

第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2．取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2．会社法第309条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　　取締役及び取締役会

（員数）

第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。

2．当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

（選任方法）

第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。

2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

4．当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5．前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．増員として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。

3．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

4．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2．取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議省略）

第24条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の委任）

第25条　取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。

（取締役会規程）

第26条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第27条　取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）

の同法第423条第１項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査等委員会

（監査等委員会の招集）

第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第30条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（常勤の監査等委員）

第31条　監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規程）

第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会　計　監　査　人

（会計監査人の選任方法）

第33条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第34条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第35条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月30日までの１年とする。

（剰余金の配当）

第36条　剰余金の配当は、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

（中間配当）

第37条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第38条　配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

（経過措置）

附則　　第10回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。